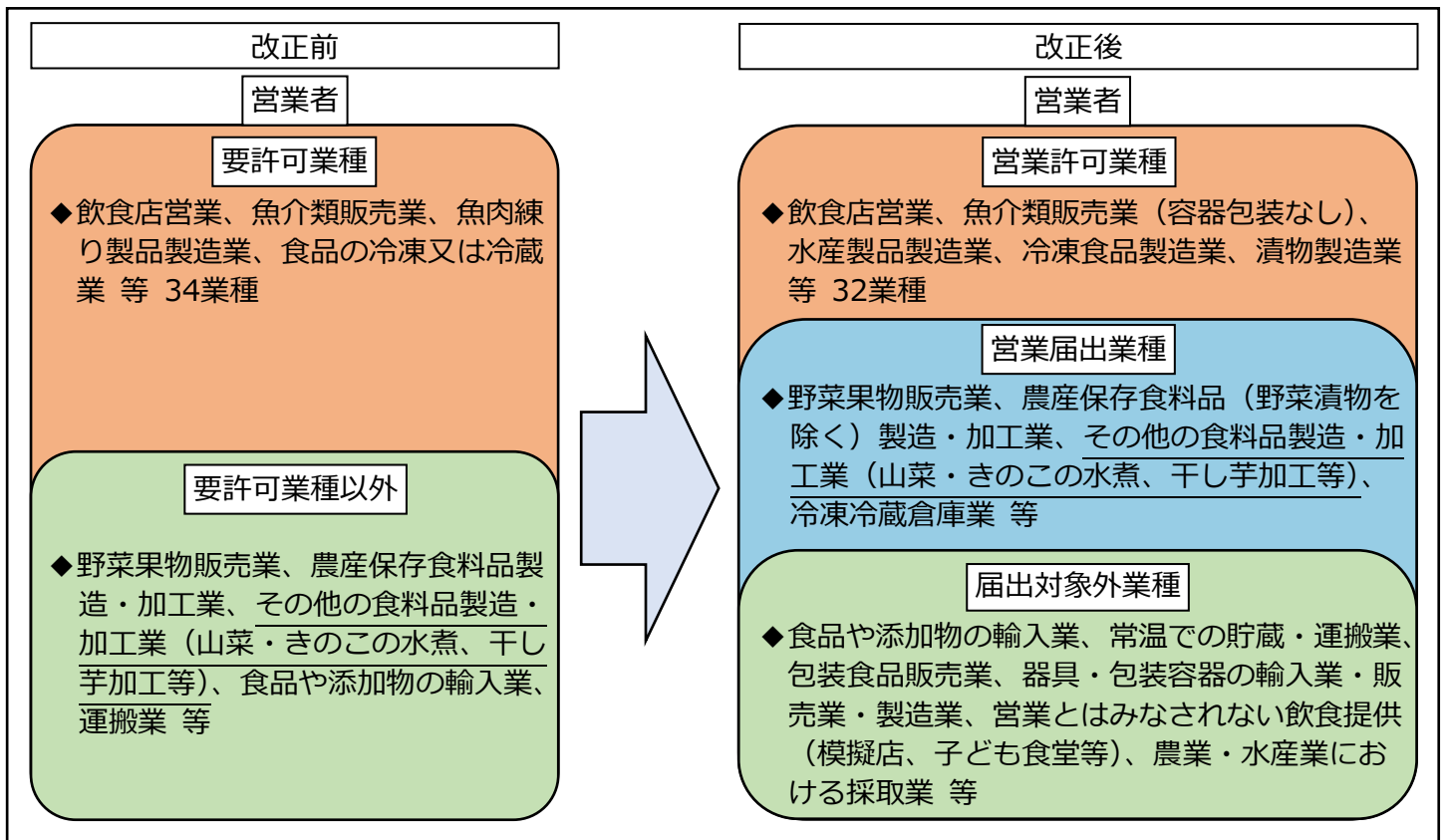


山菜・きのこの水煮等を製造されている皆様 営業届出はお済みですか？

令和3年6月1日から 営業届出制度が始まっています

食品衛生法改正により令和3年6月以降、山菜・きのこの水煮^{*1}を製造されている方など営業届出が必要です。原則、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、営業許可業種でない営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届出をする必要があります。

*1 長期保存を目的としないものに限る。



・営業届出業種の設定について、詳しくは管轄の保健所へお問い合わせいただくか、「営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報」（厚生労働省HP）でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html



注意
営業届出をされていない出荷者からの卸売業者への販売の委託は、お引き受けできかねます。

◇届出方法は、管轄の保健所にご確認ください！

○営業届出について

- 営業許可と異なり、施設基準や更新の必要はありません。
- 廃業した場合又は届出事項が変更になった場合は、届出が必要です。
- 届出する内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名などです。
- 届出に手数料はかかりません。

○食品衛生責任者の設置

営業許可および届出の対象施設には、「食品衛生責任者」の設置が義務付けられています。調理師や栄養士など特定の資格要件をお持ちの方、又は、都道府県等が実施する食品衛生責任者講習会を受講することで資格要件を満たすことができます。

詳しくは、管轄の保健所にお問い合わせください。



- ・ 岩手県・盛岡市からのお知らせ「食品衛生法の改正について」（岩手県HP）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/joho/1030463.html>

- ・ 保健所管轄区域案内（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_03.html



◇HACCPに沿った衛生管理の実施について

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品事業者は、一般衛生管理に加えて、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要とされています。手引書を参考に安心安全な環境で製造を行いましょう。

詳しくは、管轄の保健所へお問い合わせいただくか、厚生労働省HPをご確認ください。

- ・ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000201294.pdf>

- ・ HACCP(ハサップ)（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html



盛岡市中央卸売市場 業務課

盛岡市羽場10地割100番地 TEL: 019-614-1000